

本会指定 個人馬主登録申請用紙一式



はじめに

こちらは個人馬主登録申請に必要な本会指定用紙一式です。その他必要書類や記載例等についてはJRAホームページに掲載しております「個人馬主登録申請の手引き」を参考にしてください。

なお、法人馬主、組合馬主及び軽種馬生産者個人・法人馬主申請をご希望の方につきましては、必要書類一式をJRA馬主登録課より郵送または「個人馬主登録申請の手引き」のP. 11記載の事務所より交付いたします。

ご申請に際しご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

記

日本中央競馬会 競走部 競走関連室 馬主登録課

〒106-8401

東京都港区六本木6-11-1

六本木ヒルズゲートタワー

TEL 03-3591-5251(代)

URL <http://jraj.jp/owner/index.html>

日本中央競馬会(以下「本会」といいます。)は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、皆様の個人情報を以下の目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

また、利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

- 法令に基づく登録要件の確認
- 各種統計資料の作成
- 登録事務に関する連絡先の確認
- 本会からの通知・連絡等送付先の確認

本会は、皆様の個人情報を適切に管理し、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし次の場合を除きます。

- ・法令により個人情報の提供を求められた場合
- ・法令に基づく登録要件の確認のための利用を目的として関連団体に提供する場合(この場合、本会は関連団体に対して個人情報の厳格な管理を要求し適切に指揮監督いたします。

〔ご注意〕

この内容は、2019年9月現在のものです。

必要書類一覧（記載例については「**個人馬主登録申請の手引き**」をご参照ください。）

	申請に必要な書類一覧	発行先または交付先
1	申請書 A 個人馬主登録申請書 B 申請者の経歴の概要を記載した書類(1号用紙) C 履歴書(別紙・補足事項記入用)	JRAホームページ
2	世帯全員の住民票（マイナンバーの記載がないもの）	住民登録のある市区町村役場
3	身分証明書 (外国人は誓書)	本籍地の市区町村役場
4	精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類 例) ・医師の診断書 ・成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書	医療機関 東京法務局及び各法務局・地方法務局 ※郵送での申請は東京法務局のみ (「個人馬主登録申請の手引き」P. 7をご参照ください)
5	戸籍謄本(全部事項証明書) ※外国人は除く	本籍地の市区町村役場
6	所得税確定申告書の写し(直近2か年分) ※書面提出の方は税務署受付印のある自己保有分の控え、電子申告の方は受付結果のメール詳細画面と提出した申告書の一覧画面のコピーを添付してください。 ※所得内訳書・青色申告決算書を税務署に出された方は、併せて写しを添付してください。 ※確定申告をされていない方は、地方税徴収税額確定通知書または給与所得の源泉徴収票を提出してください。 ※マイナンバーが記載された箇所は、マスキングまたは削除した上で提出してください。	
7	財産債務調書の写し(最新分) ※書面提出の方は税務署受付印のある自己保有分の控え、電子申告の方は受付結果のメール詳細画面と提出した申告書の一覧画面のコピーを添付してください。 ※提出義務のない方は、JRAのHPより負債の申告書(本会指定の様式)を出力してください。	
8	所得証明書(直近2か年分)	所轄税務署又は市区町村役場
9	固定資産評価証明書(申請者名義)	固定資産所在地の市区町村役場又は税務事務所
10	預金残高証明書(申請者名義) 有価証券所有証明書(")	金融機関
11	申請者が経営又は勤務するすべての法人の登記簿謄本(履歴事項証明書)	各登記所
12	申請者が経営又は勤務するすべての法人の決算報告書(最新の決算報告書2期分)(上場企業を除く)	各法人

※申請書が軽種馬生産者の場合は以上のほかに

13	牧場業務状況記載用紙(2号用紙)	「個人馬主登録申請の手引き」のP. 11に記載の事業所
----	------------------	-----------------------------

※決算報告書とは、貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費内訳書・株主資本等変動計算書の4点を指します。

※必要書類は発行日より3ヶ月以内のものを提出してください。

※ご提出いただいた書類は原則として返却いたしません。

※ご提出いただいた書類等にマイナンバーの記載がある場合、該当部分をマスキングまたは削除した上で利用いたします。

西暦 年 月 日登録		受 付 印
登 録 番 号	第 号	

個人馬主登録申請書

西暦 年 月 日

日本中央競馬会理事長殿

写 真

4×3cm

〔 上半身無帽 〕

西暦 年 月撮影

住 所

〒 (ふりがな)

都・道

府・県

〔 自 宅 TEL 〕

〔 携帯電話 TEL 〕

〔その他連絡先 TEL 〕

〔 E m a i l 〕

(ふりがな)

氏 名

(年 月 日生) (男 ・ 女)

日本中央競馬会競馬施行規程第5条により必要書類を添え馬主の登録を申請します。

(裏面へ続く)

馬主登録申請の際の個人情報の取扱いについて

日本中央競馬会（以下「本会」といいます。）は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、皆様の個人情報を以下の目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

また、利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

- 法令に基づく登録要件の確認
- 各種統計資料の作成
- 登録事務に関する連絡先の確認
- 本会からの通知・連絡等送付先の確認

本会は、皆様の個人情報を適切に管理し、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし次の場合を除きます。

- ・法令により個人情報の提供を求められた場合
- ・法令に基づく登録要件の確認のための利用を目的として関連団体に提供する場合（この場合、本会は関連団体に対して個人情報の厳格な管理を要求し適切に指揮監督いたします。）

上記個人情報の取扱いに同意した旨、以下に署名いたします。

日付：西暦 年 月 日

署名： _____

書類送付を希望する住所（経営する法人等）

※住民票住所と異なる場合のみご記入下さい。

〒

—

※ビル・マンション名まで詳しくお書き下さい

宛名

（上記住所に送付を希望する理由）

(1号用紙-①)

出 生 地			
本 籍 地			
最 終 学 歴	入会希望(予定)の馬主協会 ※登録可決後に別途申請が必要です	預託予定調教師	
職 歴			
年			
年			
年			
年			
年			
年			
年			
現 在 の 主 な 職 業			
会 社 名・職 務 会 社 の 所 在 地 業 務 内 容 資 本 金 従 業 員 数 年 商			
会 社 名・職 務 会 社 の 所 在 地 業 務 内 容 資 本 金 従 業 員 数 年 商			
地 方 競 馬 関 係	1. 馬主登録の有無(有・無) 有りの場合は登録番号() 2. 預託調教師名(所属競馬場)		

履歴書（別紙・補足事項記入用）

●最終学歴について

卒業年次： 年 卒業 ・ 中退 ・ 修了 ・ 単位取得退学

（該当する方は以下にご専門と○印をご記入ください）

学部・専攻：

学位： 博士（課程）・博士（論文）・修士 ・ 専門職学位 ・ 学士

●職歴欄は「最終学歴以降現在まで」のご経歴をご記入ください

1枚目の記入欄が不足する場合は下欄にご記入ください

年	
年	
年	
年	
年	
年	
年	

●入会希望の馬主協会を希望される理由をご記入ください

●預託予定調教師とはどのようなご関係ですか？（お知り合いになった経緯など）

●知人馬主の方とはどのようなご関係ですか？（お知り合いになった経緯など）

●「現在の主な職業」について

①会社名・職務について

- ・屋号は記載されてありますか？
- ・役職名、所属されている部署名は記載されてありますか？

②会社の所在地について

- ・本社機能を有する実質本店所在地が記載してありますか？

③業務内容について

- ・会社の本業について以下に詳細を記載してください。併せてご自身が担当される業務も記載してください

(業務内容詳細)
(担当業務内容)

④資本金

- ・法人の資本金または資産の総額を記載してありますか？

⑤従業員数

- ・内訳が記載されてありますか？病院など有資格者・専門職の方がいる場合は、その内訳毎に人数を記載してください
例) 医師○名、看護師○名、検査技師○名、事務員○名
- ・パートタイム労働者を含めて「(うちパート○○名)」と記載してください

⑥年商

- ・連結ではなく単体の売上高が記載してありますか？

※記入例(履歴書内の「現在の主な職業欄」)

会社名・職務	JRAフードサービス(株) 総務部長
会社の所在地	東京都港区六本木6-11-1
業務内容	飲食店(10店舗)の経営
資本金	1,000万円
従業員数	100名(うちパート60名)
年商	10億円

※記入例2(上記「③業務内容について」)

(業務内容詳細)	東京都(1店舗)、千葉県(1店舗)、京都府(1店舗)、兵庫県(1店舗)など全国で10店舗を展開するラーメン店の経営。店名「ターフィー軒」
(担当業務内容)	諸規定整備、コンプライアンス担当、従業員労務管理

負 債 の 申 告 書

[馬主登録審査用]

◎ 負債の有無 有 無 (いずれかに○をしてください。)

「有」の場合は、すべての負債内容について記載してください。

		地目（種類）	所在地(住居表示)、地積(床面積)[㎡]	担保(種類、債権者、金額)	借入金残高
不 動 産 取 得 に 係 る 負 債	現 住 所	土地 建物			
	そ の 他				

	種類・借入年月日	担 保	債権者	借入金残高
そ の 他 の 負 債	商工ローン			
	カードローン			
	上記以外			

- ・本申告書の記載内容に虚偽はありません。
- ・万一虚偽の申告が判明した場合は、馬主登録を拒否・取消しされても何ら異議はありません。

西暦 年 月 日

氏名

申請者本人が署名してください。

馬主登録の要件等について

日本中央競馬会が行う馬主登録は、競馬法および同施行規則に基づき、審査機関が厳格な審査を行っております。馬主登録にあたっての主な要件は以下のとおり（内容は平成 24 年 9 月現在）ですのでご一読ください。

I. 一般の馬主登録要件

○個人馬主登録

- 1) 日本中央競馬会競馬施行規程（4 頁参照。以下「施行規程」といいます。）第 7 条第 1 号～第 13 号に定める事項のいずれにも該当しないこと。
- 2) 今後も継続的に得られる見込みのある所得金額（収入金額ではない）が、過去 2 ヶ年いずれも 1,700 万円以上あること。
※所得金額には、一時的な所得および競馬に関する所得（地方競馬賞金等）は含みません。
- 3) 資産の額が 7,500 万円以上あること。
※資産に含まれるのは、ご本人名義の不動産、預貯金、有価証券（投資信託、債券等を含む）です。なお、保険証券、ゴルフ会員権、海外に所在する不動産、書画骨董等は資産に含みませんのでご注意ください。また、負債がある場合は資産額からその分を差し引いて評価します。

○法人馬主登録

1. 法人について
 - 1) 資本金又は出資の額が 1,000 万円以上であること。
※法人の財務内容（過去 2 ヶ年の決算等）も審査の対象となります。
2. 代表者について
 - 1) 施行規程第 7 条第 1 号～第 13 号に定める事項のいずれにも該当しないこと。
 - 2) 申請法人の代表権を持つ役員であること。
 - 3) 申請法人の資本金又は出資の額の 50%以上を出資していること。
 - 4) 今後も継続的に得られる見込みのある所得金額（収入金額ではない）が、過去 2 ヶ年いずれも 1,700 万円以上あること。
 - 5) 資産の額が 7,500 万円以上あること。
※所得・資産についての要件は、個人馬主登録の場合と同様です。
 - 6) 既に中央競馬の個人馬主であること。
※法人馬主登録後、個人馬主登録は抹消となります。
3. 代表者以外の役員について
 - 1) 施行規程第 7 条第 14 号に定める事項に該当しないこと。

Ⅱ．軽種馬生産者の馬主登録要件

○個人馬主登録

- 1) 施行規程第7条第1号～第13号に定める事項のいずれにも該当しないこと。
- 2) 今後も継続的に得られる見込みのある所得金額（収入金額ではない）が、過去2ヵ年いずれも1,000万円以上あること。
※所得金額には一時的な所得および競馬に関する所得（地方競馬賞金等）は含みません。また、軽種馬生産活動による所得が発生していることが必要です。
- 3) 経営する牧場の規模が15ha以上（うち自己所有7.5ha以上）であること。
※北海道以外の牧場は5ha（うち自己所有2.5ha以上）となります。
- 4) 自己所有のサラ系繁殖牝馬が6頭以上いること。
- 5) 過去2ヵ年以上の軽種馬生産実績および生産馬の売却実績があること。

○法人馬主登録

1. 法人について

- 1) 資本金又は出資の額が1,000万円以上であること。
※法人の財務内容（過去2ヵ年の決算等）も審査の対象となります。
- 2) 経営する牧場の規模が15ha以上（うち自己所有7.5ha以上）であること。
※北海道以外の牧場は5ha（うち自己所有2.5ha以上）となります。
- 3) 自己所有のサラ系繁殖牝馬が6頭以上いること。
- 4) 過去2ヵ年以上の軽種馬生産実績および生産馬の売却実績があること。

2. 代表者について

- 1) 施行規程第7条第1号～第13号に定める事項のいずれにも該当しないこと。
- 2) 申請法人の代表権を持つ役員であること。
- 3) 申請法人の資本金又は出資の額の50%以上を出資していること。
- 4) 今後も継続的に得られる見込みのある所得金額（収入金額ではない）が、過去2ヵ年いずれも1,000万円以上あること。
※所得金額には、一時的な所得および競馬に関する所得（地方競馬賞金等）は含みません。また、申請法人からの給与所得が発生していることが必要です。
- 5) 現に軽種馬生産に従事していること

3. 代表者以外の役員について

- 1) 施行規程第7条第14号に定める事項に該当しないこと。

Ⅲ. 組合の馬主登録要件

- 1) 組合員数が3名以上10名以下であること。
- 2) 組合員全員が施行規程第7条第16号に定める事項に該当しないこと。
- 3) 組合員全員について、今後も継続的に得られる見込みのある所得金額（収入金額ではない）が、過去2ヵ年いずれも900万円以上あること。

※組合員が軽種馬生産者と認められる場合の所得金額（収入金額ではない）は650万円以上となります。

※所得金額には、一時的な所得および競馬に関する所得（地方競馬賞金等）は含みません。

- 4) 組合財産として1,000万円以上の預貯金があること。

※預貯金は組合名義（代表者名併記）のものがが必要です。また、組合財産に対する各組合員の出資比率は、10%以上50%未満でなければなりません。

- 5) 組合員のうちに、個人馬主・法人馬主の代表者又は他の組合馬主の組合員が含まれていないこと。

- 6) 代表者1名が特定されていること。

- 7) 組合契約（組合の意思決定・出資その他の経費負担・組合財産の管理・損益の分配等について定めたもの）が、農林水産省及び日本中央競馬会の定める基準に適合していること。

※別途「組合契約」を提出していただきます。

【参考】組合馬主とは、競走馬を共同で所有し中央競馬に出走させることを唯一の目的とする契約を結んだ、特定少数の個人の集りのことです。

一般的な組合には農業協同組合、健康保険組合等がありますが、これらの組合はそれぞれが特別な法律等に基づいており、法人格があります。一方、馬主登録の対象となる組合とは民法に定める組合のことであり、法人格は必要ありません。

なお、登録馬主は「組合」であり、個々の組合員を馬主登録するものではありませんのでご注意ください。

※上記所得または資産の要件に満たない方でも馬主登録できる場合があります。

※馬主登録の審査は年3回（4月・7月・11月）行われます。各々の審査について申請の締切日（概ね審査の3～4ヵ月前）が設定されています。ただし、一般の法人馬主登録の受付・審査については随時行っております。具体的な締切日、申請に関するお問合せについては、下記までお願いいたします。

【問合せ先】

〒106-8401 東京都港区六本木 6-11-1 日本中央競馬会

競走部 競走関連室 馬主登録課 TEL：03-3591-5251（代）

（水～金の 9:30～17:30）

日本中央競馬会競馬施行規程（抜粋）

（登録の拒否）

第7条 馬主登録を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するとき又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。

- (1) 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- (4) 競馬法施行令第10条第1項第4号（第17条の4において準用する場合を含む。）の規定により日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (5) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- (6) 日本中央競馬会の経営委員会の委員
- (7) 日本中央競馬会の役員及び職員
- (8) 調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員
- (9) 第10条第3号〔禁錮以上の刑（公営競技に関する法律では罰金以上の刑）に処せられた者〕又は第11条第2号から第4号〔不正手段による馬主登録取得、馬主登録証の不正使用、名義貸し〕までの規定のいずれかに該当することにより、登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- (10) 調教師に競走馬を継続的に預託することが困難であると認められる者
- (11) 第5条第4項〔競馬会からの証明書等の提出又は出頭依頼〕の場合において、書類を提出せず、又は出頭しなかった者
- (12) 住民基本台帳に記録されていない者
- (13) 前各号に定める者のほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足る相当な理由のある者
- (14) 法人でその役員（いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに前各号（第10号を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの
- (15) 組合で第5条第3項第1号に規定する組合契約を締結していないもの
- (16) 組合でその組合員のうちに法人又は第1号から第13号まで（第10号を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの